

群馬県衛生環境研究所における公的研究費の使用に関する行動規範

平成26年10月1日策定

群馬県衛生環境研究所における公的研究費による研究に係る運営・管理取扱要領第9条第2項の規定に基づき、公的研究費の使用に関する行動規範を定める。

研究者及び事務職員（以下「研究者等」という。）は、以下の行動規範を遵守し、適正な研究の遂行に努めなければならない。

- 1 研究者等は、公的研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを強く認識し、適正に管理するとともに、有効かつ効率的に活用していかなければならない。
- 2 研究者等は、研究者個人が採択された研究でも、研究費は公的資金であり、群馬県衛生環境研究所が管理することを認識し、関係する法令及び規程、ルール等に基づき適正に執行しなければならない。
- 3 研究者等は、公的研究費の不正使用が研究所の信頼を損ね、組織と個人に重大な影響を与えることを強く認識し、不正防止に努めなければならない。
- 4 研究者等は、調査委員会及び監査委員会が行う調査に協力しなければならない。